

経済水道委員会

説明資料

名古屋城における遺構のき損事故再発防止対策及び
天守閣整備事業に係る「新たな工程」の素案について

令和2年5月14日
観光文化交流局

目 次

頁

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策 | 1 |
| 2 名古屋城天守閣整備事業に係る「新たな工程」の素案 | 4 |

1 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策

(1) 再発防止対策に関する基本的な考え方

- ・国民の貴重な財産である特別史跡の一部をき損したことは、国民の皆様の信頼を裏切る行為であり、決して許されるものではない
- ・二度とこのようなことが起きないよう、文化財が国民の財産であることを深く自覚し、組織を挙げて文化財保護法の趣旨の徹底を図るとともに、き損が生じた経緯及び原因の究明を行い、これに基づく徹底した再発防止対策の構築と確実な実行をしていく

(2) き損事故につながった問題点及び原因

ア 問題点

- ・整備に先立ち試掘調査を行ったが、遺構の状態を確認するには十分な調査ではなかった
- ・その試掘調査に基づき外構工事の設計を行った際、本来、掘削を行わないように設計するべきところ、掘削を伴う設計としたばかりでなく、掘削の深さの設定が適切ではなかった
- ・この設計に基づき、現状変更許可申請を行ったが、保存整備室では、申請書に学芸員が立会いを行うことを明記した部分についてのみ立会いが必要との認識であった
- ・保存整備室が、立会いを明記した部分についてのみの立会いを調査研究センターに対し依頼した際、学芸員は、立会いを行う範囲に齟齬があることを認識していたが、組織的に解決することができなかった
- ・工事の施工段階において、保存整備室では日々の作業内容を把握しておらず、学芸員も立会い依頼があった地点以外の状況を把握していなかったため、当該地点で掘削が行われることを誰も把握していなかった
- ・施工業者に対し、人力との指示や遺構についての説明を行わなかった上、当該地点における学芸員の立会いもない状態であったため、施工業者は石列が遺構であるとの認識がないまま重機により掘削を進めた
- ・有識者に諮るという手続きを行わなかったため、有識者のチェックを受けることがなかった

イ 原因

- ・史跡の保存のための基本的な考え方を共有化する仕組みが十分ではなかった
- ・名古屋城総合事務所内の整備部門と調査部門との間の意思疎通を図る仕組みが十分でないととともに、教育委員会事務局文化財保護室との役割分担が明確ではなかった
- ・工事に至るまでの事前のチェック機能が適切に果たされなかつた
- ・実際の工事現場での工事監督・立会いが適切に行われているかを確認し、修正する手続きが徹底されていなかつた
- ・中長期的、継続的に取り組むべきことが十分に行われていなかつた

(3) 再発防止対策

- 史跡の保存のための基本的な考え方の徹底と共有
 - ・史跡の保存に影響を及ぼす可能性がある行為の計画に際しての基本的な考え方の徹底
 - ・史跡の整備事業の進め方の整理と共有
- 組織間の意思疎通と役割分担の明確化
- 各段階におけるチェック機能の強化
 - ・現状変更許可申請の提出時のチェック体制の強化
 - ・有識者会議によるチェック機能の発揮
- 工事現場で監督・立会いを適切に行うための統一的な手順の明確化
 - ・工事における手順の明確化
 - ・学芸員による確実な立会いの実施
- 特別史跡を適切に管理するため、今後継続的に取り組む対策
 - ・職員の特別史跡に対する意識の改革と能力の向上
 - ・学芸員の能力・経験の向上
 - ・事業体制の強化
 - ・外部監査制度の導入

(4) き損の状態及び修復方針

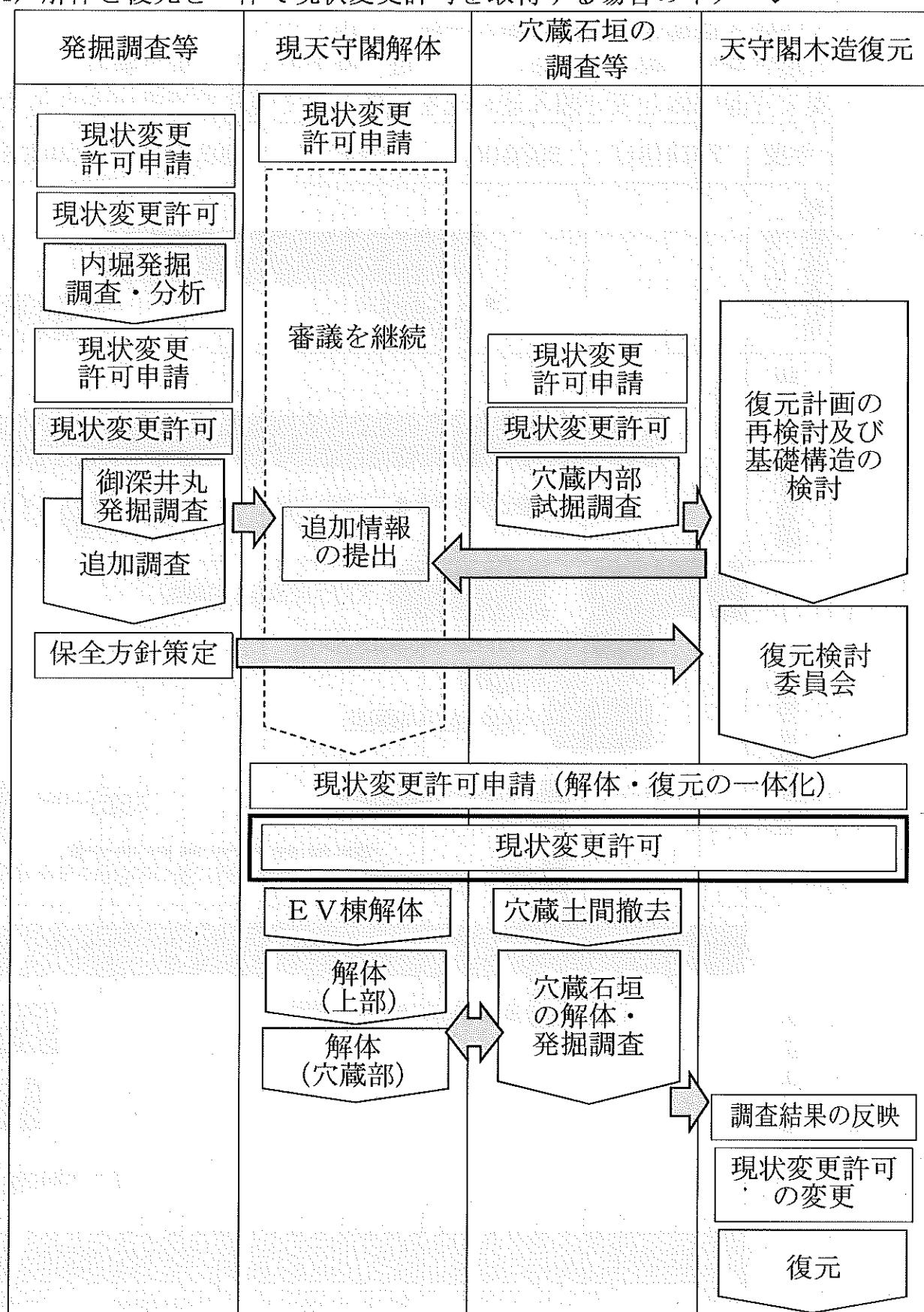
- ・今回き損した石列は、正方形に加工された礎石（そせき）がほぼ一間間隔で設置され、その間に、間知（けんち）石を地覆（じふく）石として並べたものであり、近世の包含層内に築かれているとみられること、石の特徴などから判断して、19世紀に築かれた六番御蔵の基礎にあたる石列と推測される
- ・今回のき損により、蔵の基礎の石材の内、66個（礎石10個、地覆石56個）が原位置から取り外され、数箇所に集められている。原位置あるいは原位置近くに残されている石材は約30個である
- ・現在石材が残存していない部分の長さと原位置から取り外された石材の数及び大きさから判断すると、全体を修復するためには、礎石、地覆石のいずれも数個程度不足していると思われるが、石列が概ね復元できる数量の石材が残されている
- ・復元に向けた検討の手順としては、第一に考古学分野の有識者に諮りながら現地を詳細に調査し、石列の修復の可否を調べる。その上で、修復方針につき、考古学分野に加え建造物分野の有識者にも諮りながら検討を進め、別途修復のための具体的な計画を策定する

(5) 今後の予定

文化庁及び有識者などの意見を踏まえた上で、次回の全体整備検討会議に諮った後、最終の「再発防止対策」としてとりまとめる

2 名古屋城天守閣整備事業に係る「新たな工程」の素案

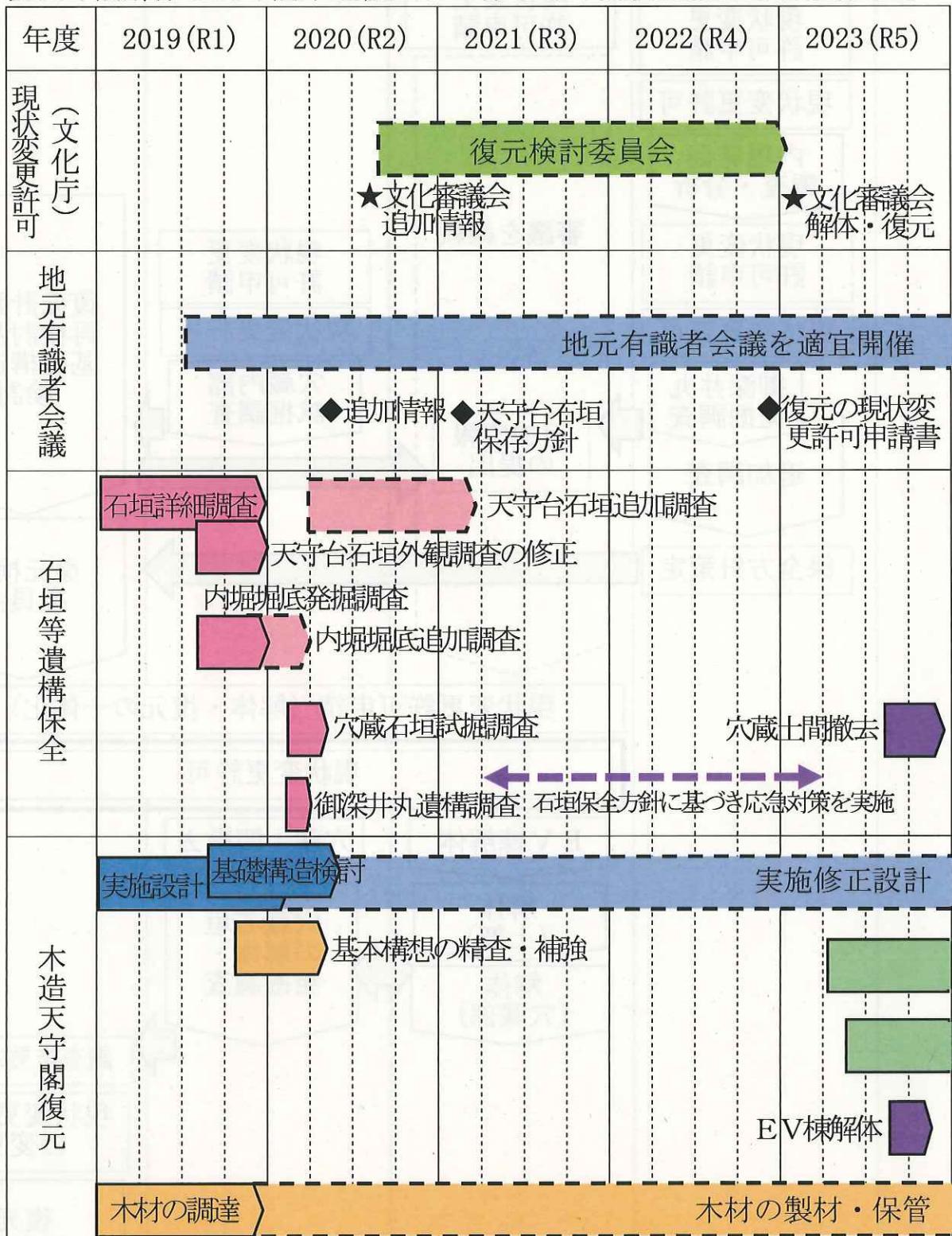
(1) 解体と復元を一体で現状変更許可を取得する場合のイメージ



(2) 「新たな工程」の素案

《基本的な方針》

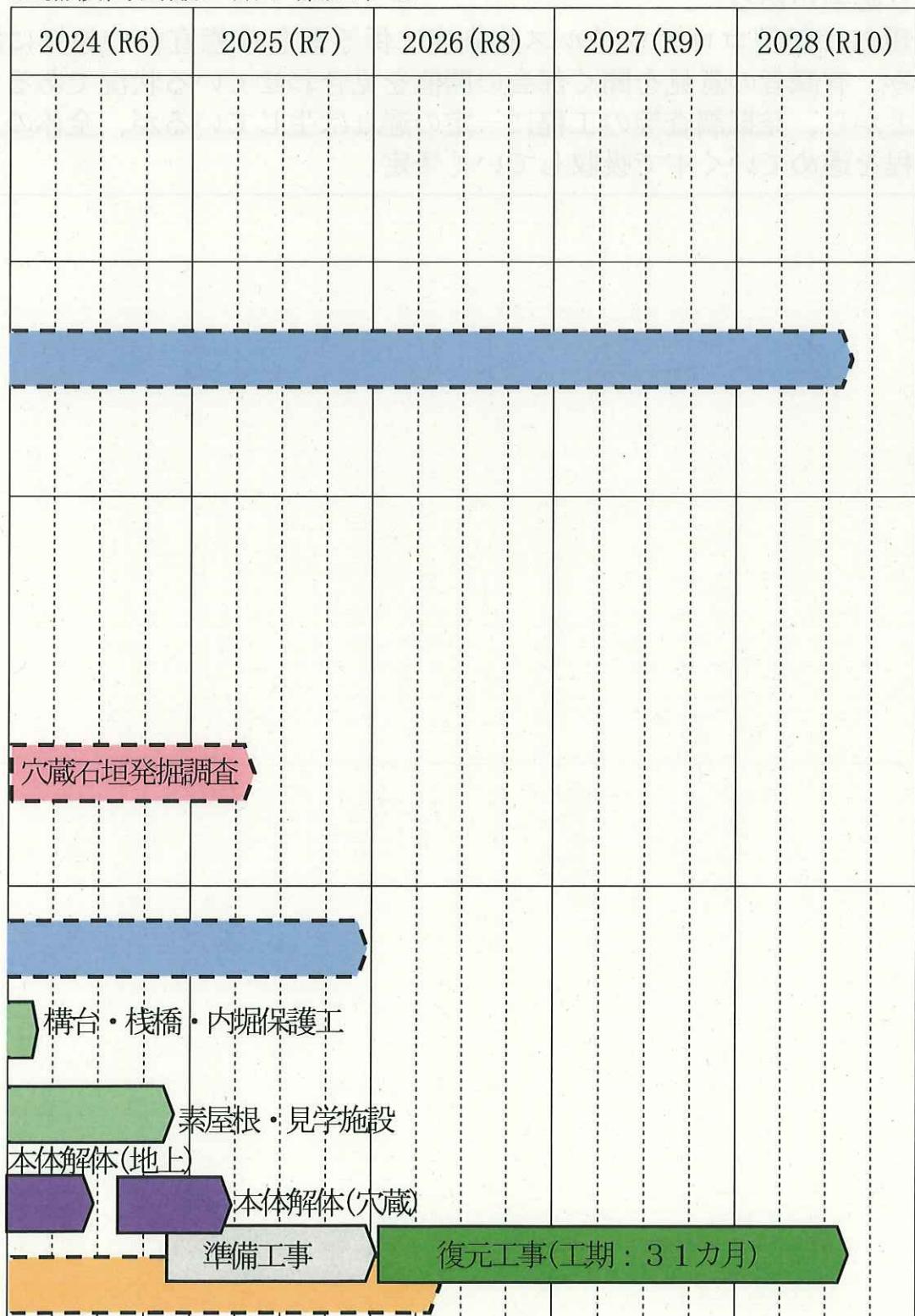
- ・天守閣木造復元が実現可能な手順、工程とする
- ・石垣等遺構の調査・保全については、全力を挙げて取り組む
- ・現天守閣解体と天守閣木造復元を一体として現状変更許可を取得する



注 1 令和2年3月31日特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議時点

2 所要期間が不確定な手順については点線で表示

- ・復元工事の期間については基本的に変更しない
 - ・今後速やかに石垣・埋蔵文化財部会、天守閣部会に諮った後、再度全体整備検討会議に諮り確定する



(3) 新型コロナウイルス感染症による工程への影響

- ・ 今年度実施を予定している現天守閣解体の現状変更許可申請に対する指摘事項の回答に必要な石垣等遺構保全に伴う御深井丸遺構調査をはじめとする発掘調査等については、有識者の意見を踏まえて行う必要がある
- ・ 現在は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の趣旨に鑑み、有識者の意見を聞く部会の開催を見合わせている状況であることから、発掘調査等の工程に一定の遅れは生じているが、全体の工程を進めていく中で吸収していく予定